

中央大学研究データ管理ポリシーの解説

本資料は、「中央大学研究データ管理ポリシー」について解説するものである。

(前文)

中央大学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神に基づき、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする。この趣旨に基づき、研究成果を積極的かつ効果的に発信・公開し、社会との対話を進めることにより、地域や社会からの負託に応えて研究活動を積極的に実施し、文化の創造・発展と社会・人類の福祉に貢献するという使命を果たすことに努める。

上述の理念を踏まえ、本学は、研究の過程で得られた研究データの管理、公開及び利活用についてのポリシーを以下の通り定める。

- (1) 本ポリシーは、本学の建学の精神及び研究推進基本方針の下に、研究データの本学における基本的な取扱いに関する方針を示すものであり、策定するものである。
- (2) 本ポリシーでは、後述の法令や本学規定等の定め範囲内においては適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略(*1)に基づき公開可能なデータについては可能な限り公開をすることで利活用を促し、学術研究の発展と社会への還元を進めることを目指している。

(*1)オープン・アンド・クローズ戦略

1) 『研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開とするものとに分けて進める戦略のこと。』

(出典) 大学ICT 推進協議会『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』(2021年7月1日)

2) 『～研究データは、国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。さらに、産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、研究データを即時に公開することが適切で無い場合もありうることから、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ(時限付き非公開)期間を設定することも想定される。したがって、以上のことを考慮した上で、研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開及び共有が実施される必要がある。言い換えれば、単純に、公開や共有を是とするのではなく、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、合理的な理由により公開及び共有の範囲を研究者等が設定すべきである。』

(出典) 令和3年6月2日付文部科学省事務連絡『「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」について(通知)』

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学において研究に従事する者（以下「本学研究者」という。）によって本学における研究活動の過程で収集又は生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。

- (1) 研究データとは、本学において研究に従事する者（以下「本学研究者」という。）によって研究活動の過程あるいは研究の結果として収集又は生成されたデータを指し、その形態はデジタルか否かを問わない。また、数値、画像、テキスト等のあらゆる形態を含む。
- (2) 「本学研究者」とは、以下の者をいう。
- 1) 研究活動を行う本学に在籍する教員、研究員及び職員
 - 2) 研究活動を行う本学の学生
 - 3) 本学の研究費又は施設若しくは設備を使用して研究活動を行う者で上記1)、2)以外の者
- (3) 共同研究の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者に含むことができるものとする。また、本学研究者が、共同研究の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

(研究データの管理等)

2. 研究データの管理、公開及び利活用に供する方法は、それを収集又は生成した研究者が、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係諸法令、学内規定その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において決定することができる。

- (1) 本学研究者は研究分野の特性を踏まえた上で、国際的規範、国内外関係諸法令、学内規定その他共同研究契約等を遵守の上、研究データの管理、公開及び利活用を行うことができる。なお、研究データの管理に際して、上記による条件や制限等がある場合には、その条件や制限等に反することがないように留意する。
- (2) 本学研究者は研究の段階に応じて、研究データを管理、公開及び利活用することが考えられる。
- (研究の段階に応じた研究データ管理の例)
- 研究開始前：データマネジメントプランの策定やメタデータの整備等を行うことが推奨されていることに留意し、研究計画を立案する。
- 研究実施中：本ポリシーに留意し、研究データを適切に保管し、管理する。
- 研究終了後：「保存の対象とする研究データ」と「保存の対象としない（破棄の対象とする）研究データ」に分別する。このうち「保存の対象とする研究データ」については、更に「公開の対象とする研究データ」、「共有の対象とするデータ」と「公開・共有の対象としない研究データ（非公開・非共有データ）」に分別する。
- (3) 本学研究者は大学や企業、その他の研究機関等と共同研究等を行う場合、その相手先と予め研究データの権利や責任について、協議の上、合意を得たものについて管理、公開及び利活用することが望まれる。

(研究者等の責務)

3. 本学研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

- (1) 本学研究者は収集又は生成された研究データを適切に管理する権利と責務を有するものとする。
- (2) 研究データには、信頼性、再現性、追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学及び本学研究者の信用を損なうことにもなる。本学研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。
- (3) 公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR原則」(*2)に則って公開することが望ましい。
- (4) 本学研究者は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。また、研究データを適切に管理する権利や責務を本学の他の研究者等に移譲することができるものとする。ただし、研究データを移譲する際には、本学の将来における研究活動の阻害とならないように十分に配慮するものとし、国際的規範、国内外関係諸法令、学内諸規定及び共同研究契約等による条件や制限等がある場合には、それらが優先されるものとする。
- (5) 本学研究者は研究公正の観点から、研究データの信頼性、再現性、追跡可能性等に留意してデータの管理を行うものとする。

(*2)FAIR 原則

FAIR原則とは、研究データ公開の適切な方法を示したもので、国際的に広く認められ、求められている原則のこと。

To be Findable:(見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一貫で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

To be Accessible:(アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。
 - A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
 - A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable:(相互運用できるために)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。

- I2. (メタ) データがFAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること

To be Re-usable:(再利用できるように)

- R1. メタ (データ) が、正確な関連属性を豊富に持つこと。
- R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
- R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
- R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(出典) FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC研究チーム(訳), "FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

(本学の責務)

4. 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整備する。

(1) 本学は、本学研究者が適切に研究データを管理、公開及び利活用することを支援するため、以下の環境整備に努める。

- ・ 研究データを保存し管理するためのデータストレージの提供
- ・ 研究データを公開及び利活用するための機関リポジトリの提供
- ・ 研究データの管理、公開及び利活用の手法に関するガイダンスの実施及び相談への対応
- ・ 研究データの管理、公開及び利活用の推進のための普及・啓発活動

(ポリシーの見直し)

5. 社会情勢や研究環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

(1) ポリシー及び本解説は、社会情勢や研究環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

以上